

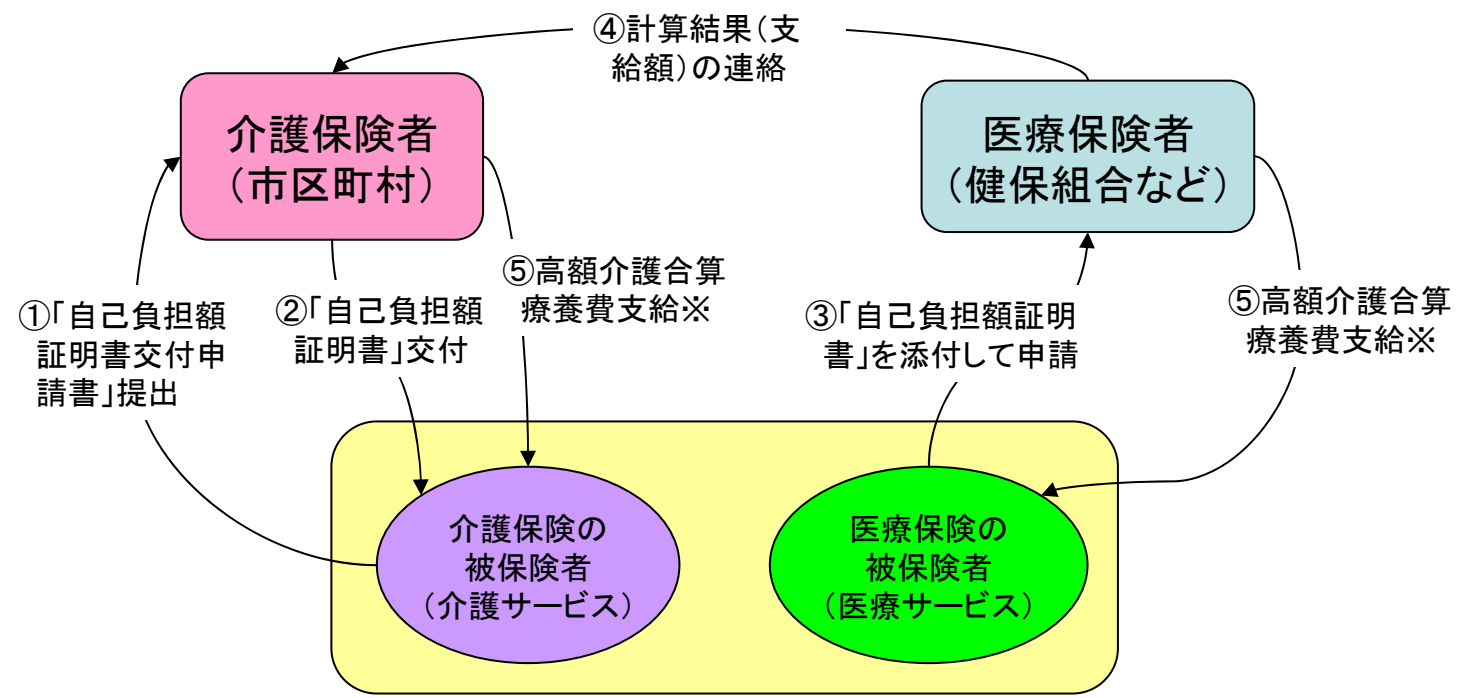
保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法について(案)

(資格・給付調整に当たっての課題)

- 現行制度において、各保険者は資格・給付調整を行うに当たり、加入者本人に対し他の制度での給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報を元に他の保険者等に電話で問い合わせたりする事務等が発生し、加入者にも保険者にも不便が生じている。
- また、結果的に、本来もらえるはずの給付金がもらえなかったり、払わなければならないはずの保険料(納付金)が払われなかったりする事例が発生している。

例1: 高額介護合算療養費の受給手続

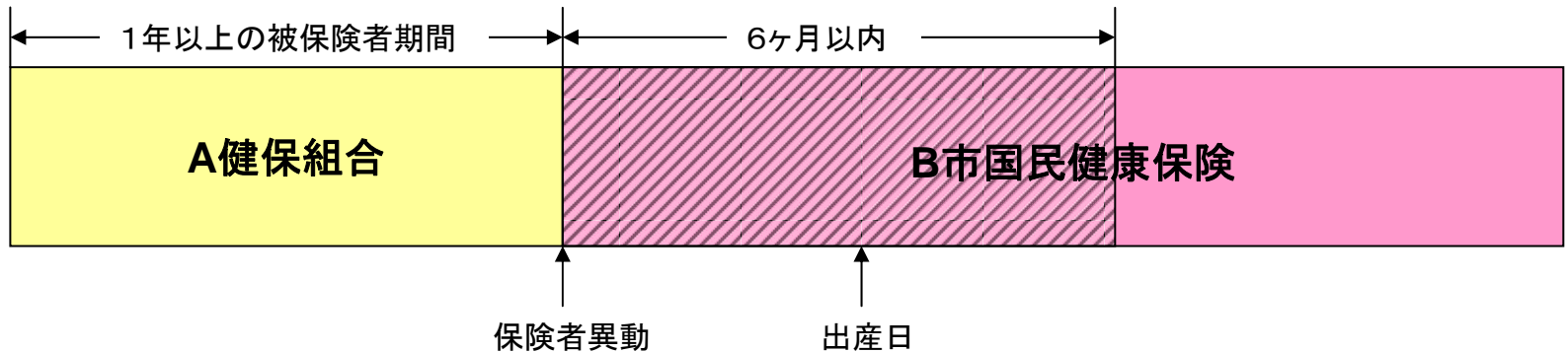
→ 加入者は、まず介護保険者に申請して証明書の交付を受け、それを添付してさらに医療保険者に申請する必要があり、加入者にも保険者にも手間がかかっている。



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

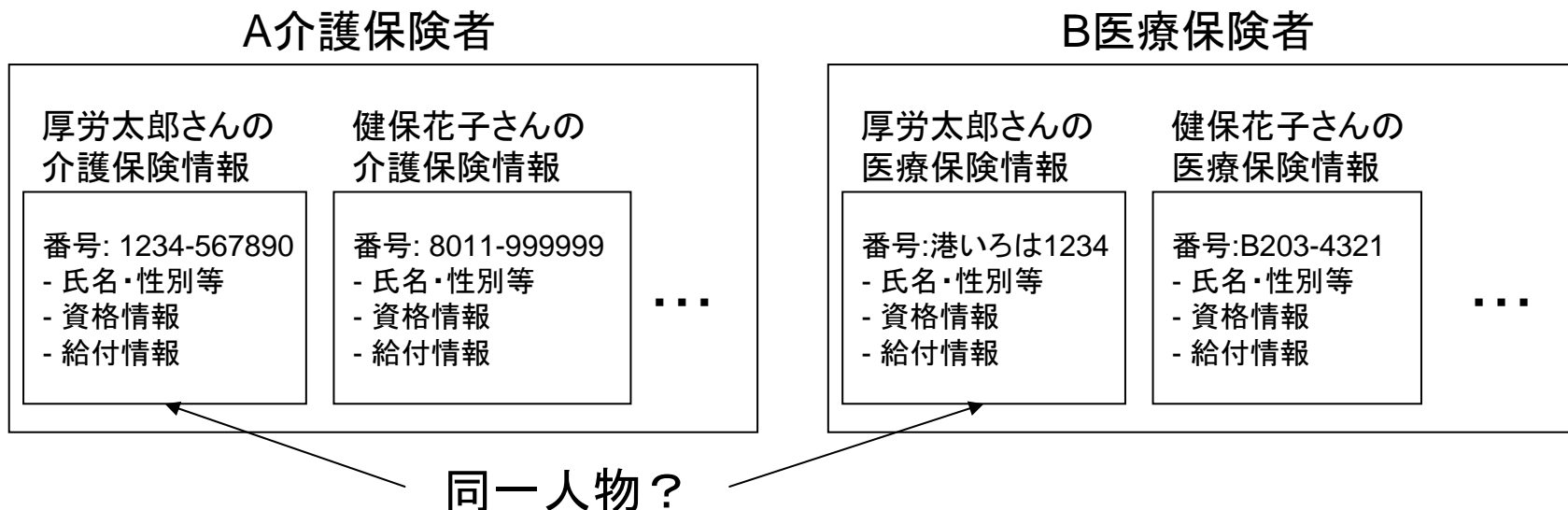
例2: 出産育児一時金の支給調整

→ 被保険者期間が1年以上あれば医療保険の被保険者資格を喪失後6ヶ月以内に出産した場合でも出産育児一時金の給付を受けられるが、喪失後別の医療保険者に移っていた場合は、異動後の保険者からも出産育児一時金の給付を受けられる(ただし、重複受給は不可)。



→ 斜線部の期間は、A健保組合にもB市国民健康保険にも出産育児一時金の給付申請が可能。現状ではA健保組合が申請を受けた場合、重複して支給を行わないよう、申請書の住所情報等を元にB市国民健康保険に電話で問い合わせる等の対応を行っている。また、他の健保組合の被保険者、被扶養者になっている場合など、異動後の保険者が分からないこともあり、支給調整事務に手間がかかっている。

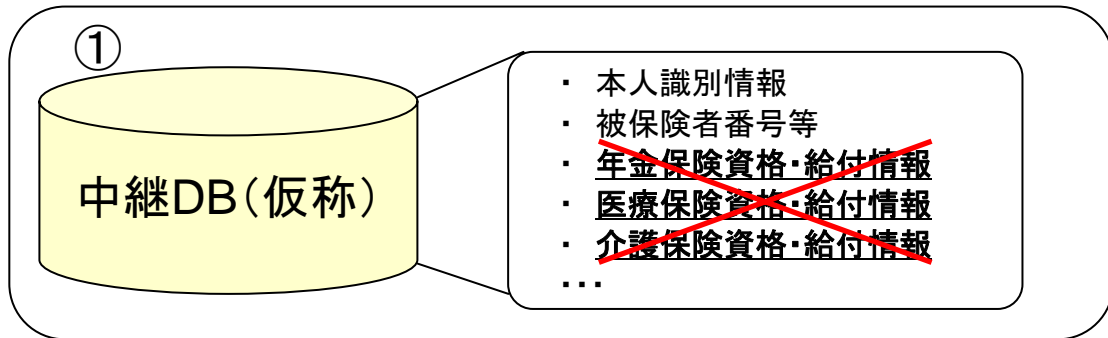
- 例1、例2のような加入者、保険者の不便・事務負担・非効率を低減するには、異なる保険者に属する加入者が確実に同一人物であると各保険者が特定できる仕組みが有用。



(現行制度)

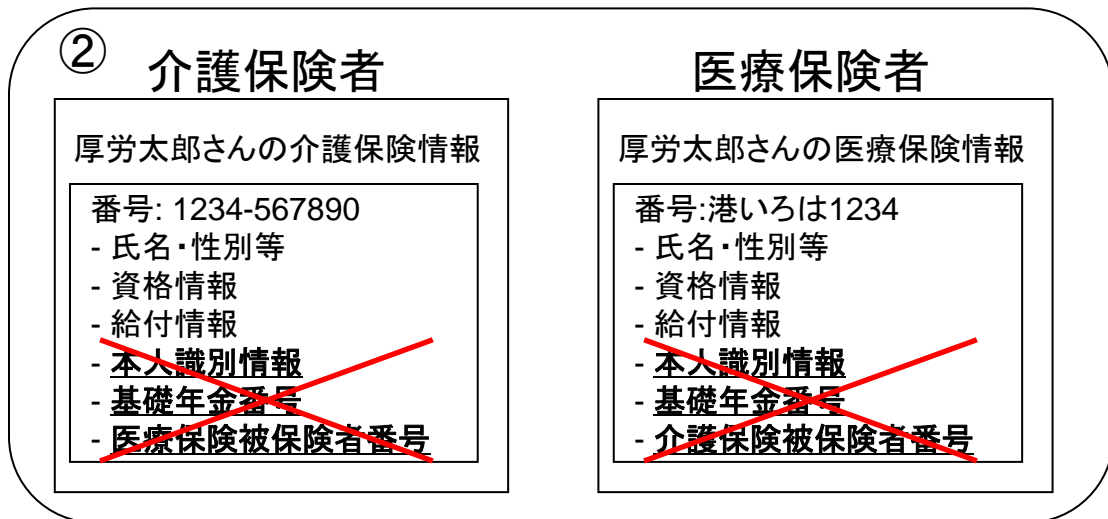
- A介護保険者、B医療保険者には、共に「厚労太郎さん」、「健保花子さん」という加入者が存在し、保険者ごとに異なる被保険者番号で管理されているが、A介護保険者に加入する「厚労太郎さん」とB医療保険者に加入する「厚労太郎さん」が同一人物かはお互い分からない。
- このため、各保険制度においては法令上、保険者は資格・給付調整のために、①加入者本人に資料の提出を求めることができる、②他の保険者等に資料提供を求めることができる等の規定がおかれているものの、どの保険者に属しているのかや、同一人物なのか(同姓同名の可能性もある)の確認を行うことが難しい。

- 作業班では、中継DB(仮称)が最小限保有する情報として、氏名、本人を識別する鍵となる情報(本人識別情報)及び各保険制度の被保険者番号等(履歴を含む。)を仮定し、保険者間をまたがった加入者の特定を行う方法を検討した。
- 誰が何を知っていていいか、情報の保有ポリシーについて関係者間の合意がないことから、
 - ① 中継DB(仮称)は被保険者の資格・給付情報等は保有しないこと、
 - ② 各保険者は加入者の本人識別情報及び他の保険者の管理する被保険者番号を保有しないことを前提とした運用を検討する(下図参照)。



○ 下線部の情報を中継DB(仮称)・各保険者が保有しない運用を前提に次頁以降の検討を行った。

※ 仮にこれらの情報を中継DB・各保険者が保有するとすれば、当該情報を元に資格・給付調整を行うことで足りる。



保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法例(案)

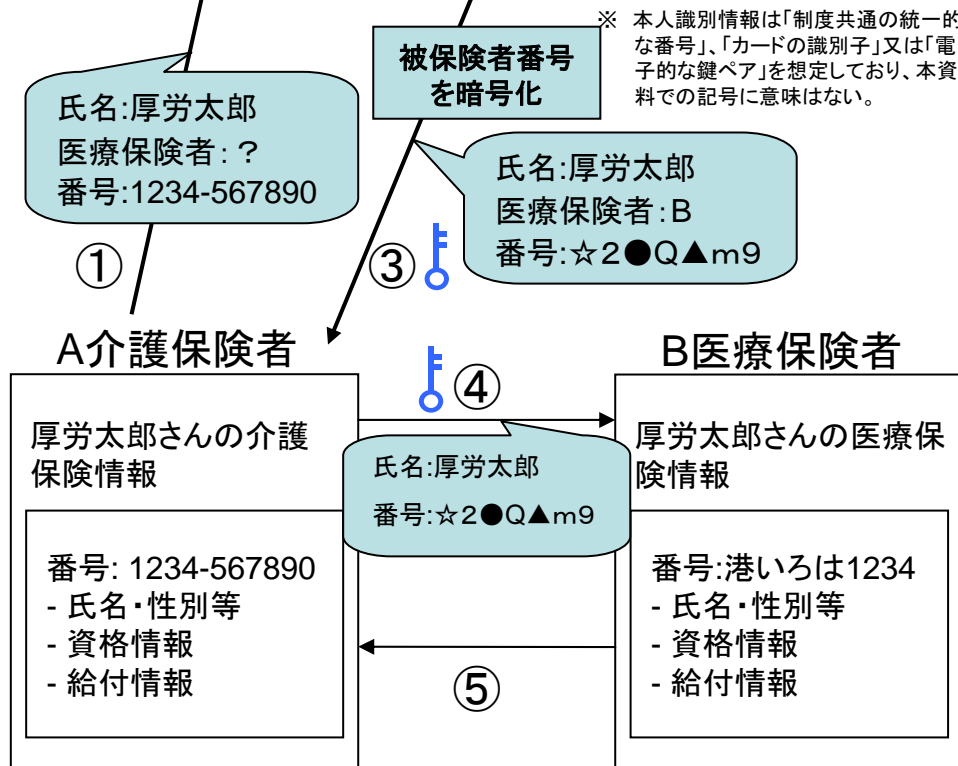
中継DB(仮称)

本人識別情報※	氏名	介護保険 被保険者番号	② 医療保険 被保険者番号	年金保険 被保険者番号
B※○1▽◆	厚労太郎	1234-567890 →	港いろは1234	123456
●5★□C9	健保花子	8011-999999	B203-4321	-----
A3D☆dP	年金一郎	9999-000000	369-11111	246246

- ① A介護保険者は情報を入手したい人物厚労太郎さんに関する氏名と被保険者番号「1234-567890」を中継DBに送信
- ② 中継DBは、氏名と被保険者番号「1234-567890」を基に、当該被保険者が
 - ・ B医療保険者に属していること
 - ・ その医療保険者の被保険者番号「港いろは1234」を抽出
- ③ 中継DBは、
 - ・ B医療保険者に属していること
 - ・ B医療保険者の秘密鍵で暗号化した被保険者番号(「港いろは1234」→「☆2●Q▲m9」。B医療保険者のみが復号可能)
 をA介護保険者に送信
- ④ A介護保険者は③をB医療保険者に転送して、厚労太郎さんの情報を照会
- ⑤ B医療保険者は公開鍵で被保険者番号「☆2●Q▲m9」を復号化(「港いろは1234」)できることにより、中継DBを介した正当な問い合わせであることを確認し、A介護保険者に厚労太郎さんに関する情報を回答

※ 本人の同意を得て、又は、法令上に規定がある主体間、情報((例)医療保険と介護保険の給付調整のための情報等)についてのみ行うことを想定(個人情報保護法制の枠内で運用)

※ ③については、中継DBからB医療保険者に直接問い合わせ内容を通知する、及び(又は)⑤について、中継DBを経由してB医療保険者からA介護保険者に回答する等の方法もあり得る。



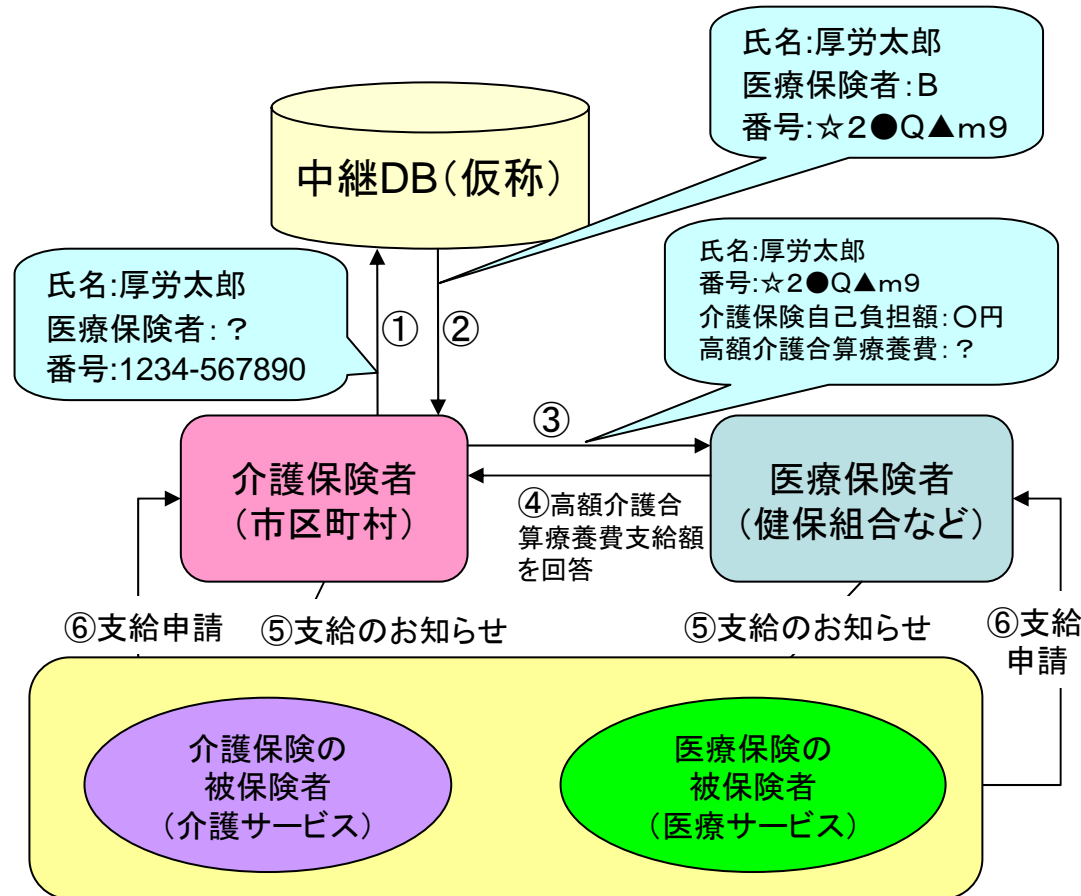
※ 本人識別情報は「制度共通の統一的な番号」、「カードの識別子」又は「電子的な鍵ペア」を想定しており、本資料での記号に意味はない。

○ 本人の同意がない、又は法令上認められていない情報連携が行われることを抑止するため、中継DB及び各保険者にアクセスログを残し、本人が確認できるものとすることが重要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(1)

例1:高額介護合算療養費の受給手続(案)

- ① 介護保険者(市区町村)は、毎年度各介護保険受給者について中継DB(仮称)に所属医療保険者を問い合わせ
- ② 中継DBは受給者の所属医療保険者名と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ③ 介護保険者は所属医療保険者に対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、介護保険給付の自己負担額を伝達するとともに、医療保険者からの高額介護合算療養費の支給額を問い合わせ
- ④ 医療保険者は介護保険者に高額介護合算療養費の支給(予定)額を回答
- ⑤ 介護保険者・医療保険者は社会保障ポータル(仮称)等を通じて受給者に高額介護合算療養費が支給されること及び支給予定額をお知らせ
- ⑥ 受給者は、電子申請(又は書面申請)により、介護保険者・医療保険者に支給申請(添付書類は不要)



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

効果

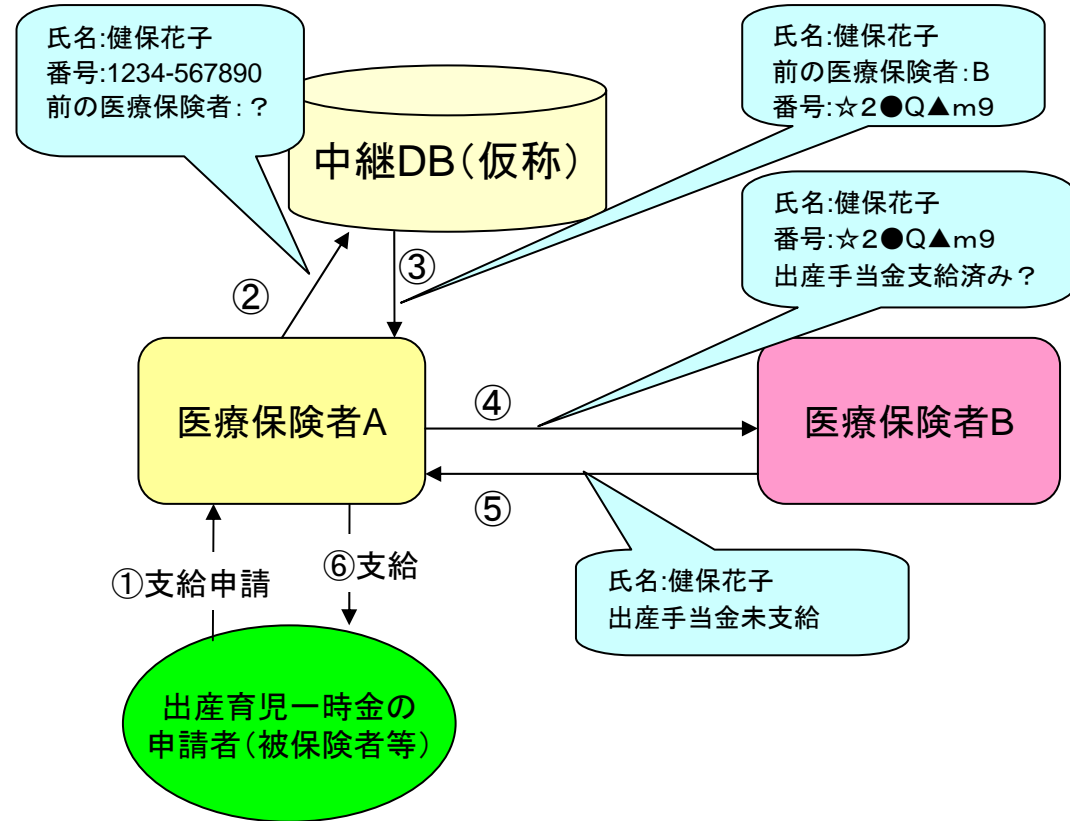
- 申請の際に添付書類(自己負担額証明書)が不要に
- 高額介護合算療養費が受給できる場合、支給予定額と併せて自動的に保険者からお知らせ(給付漏れの防止効果)
- ペーパーレス化により保険者事務の効率化が図れる
- 保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

※ 上記の実現には、介護保険法の手続規定(現行では、最初に受給者からの申請が必要とされている)等の改正が必要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(2)

例2: 出産育児一時金の支給調整

- ① 申請者は医療保険者Aに出産育児一時金の支給を申請
- ② 申請を受けた医療保険者Aは、申請者の同意の上で、中継DB(仮称)に申請者の異動前の(又は異動後の)所属医療保険者を問い合わせ
- ③ 中継DBは医療保険者Aに異動前の(又は異動後の)所属医療保険者名(B)と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ④ 医療保険者Aは医療保険者Bに対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、申請者に対して出産育児一時金を支給状況を問い合わせ
- ⑤ 医療保険者Bは医療保険者Aに支給の有無を回答
- ⑥ 支給調整が必要なければ、医療保険者Aは申請者に出産育児一時金を支給



効果



- これまで電話等で行っていた保険者間の出産育児一時金支給状況の問い合わせ事務を軽減
- 申請者からも保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

○ 上記のほか、将来的には、社会保障における様々な局面での活用が考えられる。